$\bigcirc$ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十八号)

欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるも ののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前

て同じ。)において直近に公表された当該取引所金融商品市場に	商品市場をいう。以下この項及び第四条の二第二項第一号におい	一 取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融	は、次に掲げる価格のいずれかとする。	4   令第六条の二第二項第二号ロ⑵に規定する内閣府令で定める価格 [項を加える。]	は、数量とする。	3 令第六条の二第二項第二号ロ⑴に規定する内閣府令で定める事項   [項を加える。]	あっては数量及び売買成立日時とする。	付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券に 指値と一致する場合に、当該顧客の	は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあっては数量、売 、 顧客の提示した指値が、取引の相	2   令第六条の二第二項第二号イ⑴に規定する内閣府令で定める事項   2   令第六条の二第二項第二号ロに規	方法とする。 証券にあっては数量及び売買成立日	提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる  量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、	る方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の る事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価	第三条の二 令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定め 第三条の二 令第六条の二第二項第二	(電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等)  (電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等)	改 正 後 改 正
								当該顧客の提示した指値を用いる方法とす	取引の相手方となる他の顧客の提示した	項第二号ロに規定する内閣府令で定める方法は	日時とする。	込みの時刻とし、売買に係る有価	込みに係る有価証券にあっては数	令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定め	われる取引に係る公表事項等)	前

額以下の範囲内の価格 額以下の範囲内の価格 の号において同じ。)を減じて得た額以上、 では、五円。以下この号において同じ。)を減じて得た額以上、 では、五円。以下この号において同じ。)を減じて得た額以上、 のは、五円。以下この号において同じ。)から直近公表 価格に百分の七を乗じた額(当該額が五円未満となる場合にあっ は、五円。以下この号において同じ。)から直近公表 のは、五円。以下この号において同じ。)から直近公表 のは、五円。以下この号において同じ。)を減じて得た額以上、 のは、五円。以下この号において同じ。)を減じて得た額以上、 のは、五円。以下この号において同じ。)を減じて得た額以上、 のは、五円。以下この場所の有価証券の価格(

価格 る額 間帯のいずれかに係る取引所金融商品市場における当該売買に係 格の決定方法が競売買の方法であるものに限る。)で除して得た を減じて得た額以上、出来高加重平均価格に手数料相当額を加え 定方法が競売買の方法であるものに限る。 る有価証券と同 て得た額以下の範囲内の 当該売買を行う日、その前営業日又はこれらのうちの特定の時 (以下この号及び次号において「手数料相当額」という。 (以下この号及び次号において「出来高加重平均価格」とい から取引に係る手数料その他のこれに類する費用に相当す 一の銘柄の有価証券の総売買代金 価格 )を総売買高 (売買価格の決 (売買価

の総売付代金を総売付高で除して得た価格又は総買付代金を総買売付け又は買付けを行った当該有価証券と同一の銘柄の有価証券証券を取引所金融商品市場において分割して競売買の方法によりいが当該売買を行う日、その前営業日又はこれらのうちの特定のかが当該売買を行う日、その前営業日又はこれらのうちの特定の出来高加重平均価格を目標として、当該売買の当事者のいずれ

付高で除して得た価格から手数料相当額を減じて得た額以上、当該価格に手数料相当額を加えて得た額以下の範囲内の価格である場合にあっては、当該各銘柄の額面金額の百分の一)を乗である場合にあっては、当該各銘柄の額面金額の百分の一)を乗である場合にあっては、当該各銘柄の額面金額の百分の一)を乗である場合にあっては、当該各銘柄の額面金額の百分の一)を乗である場合にあっては、当該各銘柄の額面金額の百分の一)を乗である場合にあっては、当該各銘柄の額面金額の百分の一)を乗である場合にあっては、当該各銘柄の額面金額の百分の一)を乗である場合にあっては、当該各銘柄の額面金額の百分の一)を乗である場合にあっては、当該各銘柄の額面金額の百分の一)を乗が高いて得た額以上、当該合計額に百分の五を乗じた額を当該合計額にて得た額以上、当該合計額に百分の五を乗じた額を当該合計額に加えて得た額以上、当

備考 表中の 0 記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。